

# 源泉所得税・定額減税講習会

専従者や従業員（パートアルバイト含）の給与金額が少額で源泉税額納付額0円でも報告が必要ですので忘れずに！

～～ 全体説明終了後、個別指導を行います ～～

月／日	曜	時 間	会 場
6月28日	金	9：15～	茂原青色申告会館
		13：15～	
7月1日	月	9：15～	
		13：15～	
7月2日	火	10：00～	勝 浦 市 役 所 402室
		13：30～	

※受講料；無料、予約不要

納期の特例は1～6月分を集計し7/10までに納付（報告）します！

持参するもの：源泉徴収簿・電卓・筆記用具、各人のマイナンバー

## 定額減税とは・・・

令和6年度税制改正により所得税について定額による所得税額減税が実施されることになりました。給与所得者（専従者含む）に対する定額減税は原則として令和6年6月1日以後に支払われる給与に対する源泉徴収税額から控除されます。

### ○定額減税を受けることができる方

令和6年分の所得税の納税者、合計所得金額が1,805万円以下

### ○定額減税額（イとロの合計額）

イ 本人（居住者に限り）30,000円

ロ 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限る）1人につき30,000円